

24川健障計第426号
平成24年5月16日

障害福祉サービス事業所
市内 障害者支援施設 各位

障害計画課長

平成24年4月報酬改定に伴う重度障害者等包括支援対象者等の拡大に係る
支給決定等の取扱いについて（依頼）

日頃より、本市における障害福祉行政にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、報酬改定に伴う重度障害者等包括支援対象者の拡大等に係る支給決定の取扱いについては、個別にご相談をいただいているところですが、本市における取扱いについて下記のとおりとさせていただきますのでお知らせいたします。

ご多用の中、大変お手数をおかけしますが、何卒ご理解・ご協力をいただきますよう、よろしくお願い致します。

【概要】

平成24年4月から重度障害者等包括支援における行動点数要件が、15点⇒8点に緩和されたことに伴い、下記加算要件も緩和となり、対象者が拡大された。

- ・ 重度訪問介護15%加算
- ・ 重度障害者支援加算
施設入所支援、共同生活介護、短期入所の加算
- ・ 生活介護
区分4以下の強度行動障害対象者または喀痰吸引等必要な者（支給決定必要なし）

【内容ごとの取扱い】

1. 重度訪問介護15%加算対象及び重度障害者支援加算の支給決定について

新たに上記加算の決定の必要が確認された場合には、支給決定をおこなう区役所より加算決定を追記した受給者証を再発行しますので、6月以降の請求時に加算を含めて請求をしてください。

※ すでに4月提供分の請求をおこなっている場合の取扱い

お手数ですが、別添の過誤再請求の様式を障害計画課あて送っていただき、6月以降に4月提供分を併せて請求してください。

2. 生活介護の強度行動障害者対象者等の確認方法について

生活介護利用者のうち、区分4以下であって、行動点数8点以上が見込まれる利用者または区分4以下で喀痰吸引等を必要とする利用者について、別添のエクセルシートに記載の上、障害計画課に郵送でご送付ください。

※ 施設入所支援を併用する方については、重度障害者支援加算（知的）に該当する方が行動点数8点以上に該当するため、行動点数に係るリストへの掲載は不要です。
区分4以下で喀痰吸引を必要とする利用者がある場合のみ記載してください。

(リストの提出期限)

上記2. の生活介護にかかるリストについては、下記までにご送付ください。

提出期限 5月24日(木) 必着

いただいたリストをもとに行動点数を確認後、該当・非該当の別を6月1日までにメールでお知らせいたします。個人情報の関係上、送っていただいたリストの番号のみでお知らせしますので、リストの控えは必ず残しておいてください。

(体制届の差し替えについて)

4月にご提出いただいた体制届について、上記リストの結果、新たに加算要件に該当となった場合には、下記までに差し替えをいただければ、4月に遡っての受理とさせていただきます。

提出期限 6月7日(木) 必着

※ 体制届の鑑文に変更がなければ、メールで構いません。

期限が短く、大変ご不便をお掛けしますが、何卒よろしくお願ひ致します。

健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

自立支援係

TEL 044-200-2927

施設支援係

TEL 044-200-2675